(三)　空家等活用促進指針には、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。以下同じ。）について建築基準法第四三条第二項（第一号に係る部分に限る。㈣において同じ。）の規定又は同法第四八条第一項から第一三項まで（これらの規定を同法第八七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。㈤及び６の㈡の⑵において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができることとした。（第七条第五項関係）

㈣　㈢の建築基準法第四三条第二項の規定の適用を受けるための要件（㈤及び６の㈡の⑴において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がないもの等として国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとすることとした。（第七条第六項関係）

㈤　市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は㈢の建築基準法第四八条第一項から第一三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（㈤及び６の㈡の⑵において「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、特定行政庁と協議をしなければならないこととし、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならないこととした。（第七条第九項関係）

4　空家等の調査

㈠　市町村長は、特定空家等に対する助言、指導等の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させることができることとした。（第九条第二項関係）

㈡　市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、空家等に工作物を設置している者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができることとした。（第一〇条第三項関係）

5　空家等の適切な管理に係る措置

㈠　適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置

⑴　市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（２に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができることとした。（第一三条第一項関係）

⑵　市町村長は、⑴の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができることとした。（第一三条第二項関係）

㈡　空家等の管理に関する民法の特例

市町村長は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、民法の規定による不在者の財産の管理に必要な処分の命令等の請求をすることができることとした。（第一四条関係）

6　空家等の活用に係る措置

㈠　空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等

空家等対策計画を作成した市町村の長は、空家等活用促進区域内の空家等（３の㈡に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この㈠において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができることとした。（第一六条第一項関係）

㈡　建築基準法の特例

⑴　空家等対策計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、特例適用建築物に対する建築基準法第四三条第二項第一号の規定の適用については、敷地特例適用要件に適合する特例適用建築物を、同号の規定による認定の対象とすることとした。（第一七条第一項関係）

⑵　空家等対策計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、特例適用建築物について、用途特例適用要件に適合すると認めて建築基準法第四八条第一項から第一三項までの規定のただし書の許可をすることができることとした。（第一七条第二項関係）

7　特定空家等に対する措置

㈠　特定空家等の所有者等に対して必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（㈠及び㈡において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて助言若しくは指導又は勧告が行われるべき者を確知することができないため命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（㈡において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができること等とした。（第二二条第一〇項関係）

㈡　市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却等必要な措置をとる必要があると認めるときで、当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができることとした。（第二二条第一一項関係）

㈢　㈠及び㈡の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用することとした。（第二二条第一二項関係）

8　空家等管理活用支援法人

㈠　市町村長は、特定非営利活動法人等であって、業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（㈡及び㈢において「支援法人」という。）として指定することができることとした。（第二三条第一項関係）

㈡　市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報の提供の求めがあったときは、あらかじめ本人の同意を得て、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、情報を提供するものとすることとした。（第二六条第二項及び第三項関係）

㈢　支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、５の㈡の規定による請求をするよう要請することができることとした。（第二八条第一項関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律（法律第五一号）（経済産業省）

一　不正競争防止法の一部改正関係

1　定義

㈠　他人の商品の形態を模倣した商品を電気通信回線を通じて提供する行為を不正競争として追加することとした。（第二条第一項第三号関係）